

各 位

制 定 2002年9月26日  
改 正 2004年4月1日  
改 正 2004年5月28日  
改 正 2004年11月4日  
改 正 2005年4月1日  
改 正 2006年4月1日  
改 正 2007年4月1日  
改 正 2009年4月1日  
最終改正 2009年7月1日

伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社

代表取締役社長 牛野 健一郎

## 伊藤忠丸紅鉄鋼グループ（伊藤忠丸紅鉄鋼株）及びその 現地法人を含む連結子会社）のコンプライアンス体制 とコンプライアンスプログラム（遵守事項）

### 1. コンプライアンスとは何か

コンプライアンスとは、法令遵守という意味で使われたり、企業倫理とも言われたりします。

企業活動に当たっては、株主、取引先、消費者、社員などのステークホルダー（利害関係者）が存在します。ステークホルダーの利益・要望に応えるには、企業の永続が前提となります。収益の追求が、健全な企業活動を通じて生み出されたものでなければ、企業の永続は望めません。従って、企業活動としての利益追求のためには、法令、定款及び企業内自治法としての諸規程（規程ではない社内ルールを含む。以下単に諸規程と言う）を遵守するとともに、倫理観を保持する必要があります。これがコンプライアンスです。

## 2. コンプライアンスは、私たち一人一人によって実践されます

また、企業のコンプライアンスは、企業内の役員及び社員の一人一人が、コンプライアンスの意味をよく理解し、日々のビジネス（仕事）においてコンプライアンスに適った行動を取ることによって実践されます。

## 3. コンプライアンス委員会

今般、伊藤忠丸紅鉄鋼グループの役員及び社員が、上記で述べたコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する組織として、当社において、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長、経営管理本部長を副委員長、経営企画・人事総務本部長、CIO、経営企画部長、人事部長、総務部長、法務部長、審査部長、関連事業部長、財務部長、経理部長、物流保険部長、大阪管理部長、IT企画部長、監査部長、及び各本部・大阪支社の総括室長を委員とし事務局を法務部とする、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しております（組織・役割は別添のとおり）。

なお、グループ各社（現地法人を含む）においては、各社の業態・実情等に合ったコンプライアンス体制の構築・整備（コンプライアンスプログラムの制定及びコンプライアンス委員会またはコンプライアンス責任者の設置等）をお願いしております。

## 4. コンプライアンスに関する相談・報告窓口

1. 相談・報告窓口： 当社のコンプライアンス上の報告・相談は、原則として、職制ラインを通じて行うものとしますが、何らかの理由により職制ラインが機能しない場合は、下記を当社のコンプライアンスの相談窓口としています。

記

コンプライアンス委員会事務局の「法務部長」

2. 相談・報告ルール：
  - ①相談・報告は顕名とし、相談・報告したことだけを理由にその者に不利益な処遇がなされないよう、会社は保証します。また、相談・報告したことだけを理由に不利益な処遇を受けたと思われる方は、コンプライアンス委員会に直接相談することが出来ます。
  - ②コンプライアンス委員会は、相談・報告を受けた事案の処理内容を相談・報告者にフィードバックします。

③問題発生時の調査と対応は、問題の性質により担当部署に適宜委嘱します。

## 5. 違反行為に対する対応

このコンプライアンスプログラム（遵守事項）に違反する行為・状態を発見した場合、上司からこれらに違反する行為につき指示を受けた場合または不注意等により自らこれに違反する行為を行った場合は、職制ラインの上司（当該上司から指示を受けた場合は当該上司を除く職制ラインの上司）に相談・報告願います。何らかの理由で職制ラインが機能しない場合は、上記相談・報告窓口に直接相談・報告してください。

なお、このコンプライアンスプログラムに違反する行為に対する罰則については、特に規定しておりませんが、事案・状況等に応じて就業規則等に基づき判断されることとなります。

## 6. コンプライアンスプログラム（遵守事項）

次に、当社におけるコンプライアンスプログラム（遵守事項）を制定しましたので、グループ各社においては、国・地域・業態・実情等に合った（海外にあっては、このコンプライアンスプログラムの趣旨に則り、それぞれの国・地域の法律・慣習等に応じた）コンプライアンスプログラム（遵守事項）の制定をお願いします（海外にあって、既に制定されている場合はそれに従うものとします）。

また、このコンプライアンスプログラムは、当社の役員、社員（受け入れ出向者及び嘱託社員を含む）のみならず派遣契約・業務委託契約等に基づき当社内に常駐または駐在する方にも遵守していただくこととなります。

なお、このコンプライアンスプログラム（遵守事項）は、当社及び当社グループ各社が、ビジネスを行うに際して遵守すべき事項の全てを網羅しているわけではありません。従って、このコンプライアンスプログラム（遵守事項）に規定されていない法令及び諸規程等についても、当然遵守していただくかなければなりません。

## —コンプライアンスプログラム（遵守事項）—

- (1) 人権の尊重、差別・セクシャルハラスメントの禁止
- (2) 独占禁止法及び関連諸法の遵守
- (3) 不正競争の禁止
- (4) 各種業法の遵守
- (5) インサイダー取引規制の遵守
- (6) 適切な輸出入手続きの実施及び安全保障貿易管理
- (7) 知的財産権諸法の遵守
- (8) 贈賄の禁止等
- (9) 反社会的勢力への利益供与の禁止
- (10) 環境保全
- (11) 情報の適切な管理
- (12) 情報システムの適切な使用
- (13) 利益相反行為等の禁止
- (14) 公正妥当な会計処理の実施

以 上